

研究成果公開促進費応募電子化に関するFAQ

(個人・研究者グループ用【対象種目:学術図書:データベース】)

※本 FAQ は、応募電子化に伴い、想定される質問をまとめたものです。

応募にあたっては、平成30年度研究成果公開促進費公募要領等及び「科研費電子申請システム」の各画面の注意事項をよく確認してください。

○研究成果公開促進費（日本学術振興会ホームページ）

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html

○科研費電子申請システム

<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>

応募者・研究機関共通

1. 応募電子化について

問1 今までの応募方法からどのように変わるのですか。

(答) 今までは計画調書を紙媒体で日本学術振興会に郵送していただいていたおりましたが、平成30年度公募より研究成果公開促進費応募用の「科研費電子申請システム」を通じて計画調書を提出（送信）していただく方法へと応募方法が変更になりました。詳細は、平成30年度研究成果公開促進費公募要領等を確認してください。

問2 科研費電子申請システムにログインするためのID・パスワードはどのように取得するのですか？

(答) 科研費電子申請システムで研究成果公開促進費に応募するためには、「研究成果公開促進費応募用ID・パスワード」を取得する必要があります。応募予定者自らが、研究成果公開促進費応募用の「科研費電子申請システム」にて応募者情報登録を行い、研究成果公開促進費応募用ID・パスワードを取得してください。詳細は、平成30年度研究成果公開促進費公募要領等を確認してください。

問3 研究成果公開促進費への応募を予定していますが、応募に当たり府省共通管理システム（e-Rad）の研究者情報登録は必要ですか？

（答） 研究成果公開促進費応募用の科研費電子申請システムのログインID・パスワードは、科研費電子申請システムにログインするためのID・パスワードです。e-Rad と一部連携している部分はありますが、e-Rad に研究者情報の登録が無い場合でも応募することが可能なので、応募にあたって新規登録は不要です。

問4 科研費電子申請システムで基盤研究等を応募する際に使用しているID・パスワードをそのまま使用することはできますか。

（答） 研究成果公開促進費に応募するためには、基盤研究等とは別に、研究成果公開促進費応募用のID・パスワードを新たに取得していただく必要があります。

2. 計画調書の提出について

問5 応募が電子化されるということですが、計画調書を紙媒体でも提出する必要はありますか。

（答） 計画調書の紙媒体での提出は不要です。また、電子申請をせず紙媒体でのみ計画調書を提出した場合は応募を受理しません。

ただし、学術図書に応募する場合には、別途完成した原稿等の写し（現物）を1部郵送いただく必要があります。電子申請をしても、完成原稿の写しが提出期間内に提出されていない場合は審査に付されませんのでご注意ください。

なお、受理状況に関するお問い合わせには応じかねます。

応募者向けFAQ

1. 応募者情報登録（修正）について

問6 応募者情報仮登録申請をしましたが、仮登録完了メールが届きません。

（答） ○研究機関所属者以外の場合（機関番号を入力せずに申請した場合）

以下の可能性が考えられます。

- ①迷惑メールに自動で振り分けられている。
- ②メールアドレスの受信許可設定をしている。
- ③応募者情報仮登録申請したメールアドレスの記載に誤りがある。
- ④重複登録等の可能性があるため、日本学術振興会で確認をしている。

申請から2週間たってもメールが届かない場合は、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係までお問合せください。

○研究機関所属者の場合（機関番号を入力して申請した場合）

研究機関所属者については、所属研究機関の科研費担当者においてID申請者情報の確認後に仮登録完了メールを送信することとなっておりますので、仮登録完了通知メールが到着するまで必ずタイムラグが発生します。

また、以下の可能性も考えられます。

- ①迷惑メールに自動で振り分けられている。
- ②メールアドレスの受信許可設定をしている。
- ③応募者情報仮登録申請したメールアドレスの記載に誤りがある。
- ④重複登録等の可能性があるため、日本学術振興会で確認をしている。

申請から2週間たってもメールが届かない場合は、所属研究機関の科研費担当者を通じて、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係までお問合せください。

問7 応募者情報仮登録申請をしようとするとエラーとなり登録できません。

（答） 応募者情報本登録完了後に同一人物が再度応募者情報仮登録申請している可能性があります。

応募者情報登録は当該応募年度において1人1回のみ可能です。 応募用ID・パスワードを紛失してしまった場合は、IDの確認（問9参照）、パスワードの再発行（問10参照）をしてください。

当該応募年度に初めて応募者情報仮登録申請したにもかかわらずエラーとなる場合は、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係にお問合せください。

問8 応募者情報本登録申請をしようとするとエラーとなり登録できません。

(答) 応募者情報仮登録完了通知メールの受信から72時間以上経過しているか、応募者情報仮登録で入力した氏名フリガナ又は生年月日が本登録申請で入力した内容と異なっている可能性が考えられます。再度、応募者情報仮登録申請を行ってください。

問9 IDを忘れてしまいました。

(答) 以下のいずれかの方法により確認することができます。
①本登録完了時に送付されたメールアドレスをご確認ください。
②科研費電子申請システムにアクセスし、研究成果公開促進費応募者向けページ画面の「IDを確認する」から、必要事項を入力の上、IDを確認してください。

問10 パスワードを忘れてしまいました。

(答) 科研費電子申請システムにアクセスし、研究成果公開促進費応募者向けページ画面の「パスワードを再発行する」からパスワードを再発行してください。

問11 ID・パスワードを忘れてしまいました。

(答) ID確認後(問9参照)、パスワードを再発行(問10参照)してください。

問12 ID・パスワード発行後、登録済の応募者情報の変更はできますか。

(答) ①氏名・自宅住所・生年月日・研究者番号・特別研究員奨励費の交付状況の変更
「変更願(様式U-51-1)」、本人確認用証明書のコピーを(機関管理の場合は所属研究機関担当者を通して)文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係宛に郵送してください。確認書類等の詳細は「様式U-51作成上の注意」をご参照ください。

②所属研究機関

<機関管理（研究機関が管理の委任を承諾した場合）>

(1) 研究機関から研究機関への異動

別の研究機関に異動する場合は、異動後の研究機関に「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済のIDを取り下げ、一から登録し直す必要があります。**IDの取り下げにつきましては、異動前の研究機関を通じて文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に依頼してください。

(2) 研究機関から研究機関以外（民間企業等）への異動

異動前の研究機関担当者は、「機関管理承諾・不承諾登録」画面において「不承諾」を選択してください。→個人管理へ管理種別が変更になります。

<個人管理（所属する研究機関が管理の委任を不承諾とした場合又は研究機関に所属していない場合）>

(1) 研究機関以外への異動

応募情報の変更は不要です。

(2) 研究機関への異動

問13を参照してください。

③部局名（機関管理のみ）

研究機関担当者が、「研究成果公開促進費ID申請者情報確認・修正」画面上で修正可能です。

④上記以外の応募者情報（職名、メールアドレス、自宅電話番号）

応募者本人が、「応募者情報変更」画面において職名、メールアドレス、自宅電話番号の変更が可能です。

問13 個人管理で本登録していましたが、応募締切日前に研究機関に所属することになりました。この場合どうすればいいですか。

（答）①計画調書提出（送信）前に異動する場合

研究機関に所属することになった場合は、所属研究機関に「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済のIDを取り下げ、一から登録し直す必要があります。**IDの取り下げにつきましては、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に依頼してください。

②計画調書提出（送信）後に異動する場合

計画調書提出後の変更はできません。採択された場合には、交付申請（研究成果公開促進費に採択された研究代表者が補助金の交付を申請する手続き）時に異動の手続きを行ってください。詳細は交付内定時に別途連絡します。

問 14 計画調書提出（送信）後に、応募者情報が変更となった場合はどうすればいいですか。

（答） 計画調書提出後は応募者情報の修正の必要はありません。（一度提出した計画調書の内容を修正することは認められません。）

採否の結果は文書で通知しますので、個人申請の方で、自宅住所が変更となった場合は、事前に郵便物の転送手続きを行っていただくようお願いいたします（問 28 参照）。

問 15 前年度以前に取得した ID・パスワードの再利用は可能ですか。

（答） ID・パスワードは当該応募年度のみ使用可能であるため、前年度以前に取得した ID・パスワードの再利用はできません。再度 ID・パスワードの申請をお願いいたします。

2. 研究成果公開促進費の管理の委任依頼について

問 16 研究機関に所属していますが、必ず所属研究機関に研究成果公開促進費の管理の委任をしなければなりませんか。

（答） 研究機関に所属している方につきましては、必ず所属研究機関に研究成果公開促進費の管理の委任をしてください。応募者情報仮登録（ID・パスワードの取得申請）の際、所属研究機関への管理の委任をしない場合は、仮登録（申請）できないようになっています。

問 17 研究機関所属ではありませんが、勤務先に研究成果公開促進費の管理の委任をする必要はないのでしょうか。

（答） 研究機関所属の方でない場合、研究成果公開促進費の管理は研究代表者個人で行っていただくこととなります。したがって、応募者情報仮登録（ID・パスワードの取得申請）の際、「所属研究機関への管理の委任を依頼する」にチェックできないようになっています。

3. 応募者情報仮登録の入力について

問 18 複数の大学の非常勤講師になっていますが、特定の大学には所属していません。応募者仮情報登録の際、機関番号を入力する必要がありますか。入力する場合はどこの機関の番号を入力すればいいですか。

(答) 研究成果公開促進費への応募を予定している身分に応じて入力してください。ただし、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として登録されている研究機関がある場合は、その機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任をしてください。

問 19 社会人大学院生ですが、応募者情報仮登録の「所属研究機関」に所属研究機関と元々の所属機関（企業等）とどちらを入力すればよろしいですか。

(答) 研究成果公開促進費への応募を予定している身分に応じて入力してください。例えば、社会人大学院生としての応募を予定しているのであれば、研究機関名及び5桁の機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任依頼を行ってください。

問 20 大学の附属学校の教員をしていますが、応募者情報仮登録の際、機関番号を入力する必要がありますか。

(答) 研究機関に所属する場合は、機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任依頼を行ってください。

問 21 メールアドレスを持っていませんが、応募可能でしょうか。

(答) メールアドレスは応募者情報登録の際の必須項目ですので、必ず事前に取得してください。

4. 計画調書（Web入力項目）について

問 22 受付中研究種目一覧に応募したい種目が表示されません。

(答) 以下の可能性が考えられます。

①応募情報作成可能期間ではない。

→ IDは公募開始時点から取得できますが、応募情報が作成可能になるのは公募開始からおよそ3週間後です。

②当該種目に応募可能なIDではない。

→個人・研究者グループのIDで応募できるのは、学術図書とデータベースのみです。
研究成果公開発表や国際情報発信強化に応募する場合には、別途学会・学協会のID
を取得する必要があります。

問 23 自動表示されている項目に誤りがあります。

(答) 応募者情報登録の修正が必要です。問 12 を参照してください。

問 24 入力欄が足りないのですがどうしたらいいでしょうか。

(答) 入力欄に収まるよう、内容がある程度判別できるような形でまとめて入力してください。

問 25 学術図書の刊行物の名称に JIS 第一水準・第二水準にない文字を使用したいと思っ
ていますが、入力できません。置き換えて入力し、実際の刊行物は異なる文字を使っ
ても構わないでしょうか。

(答) 置き換えて入力してください。採択された場合は交付申請書提出時に正しい文字で申請
していただくこととなります。

5. 添付ファイル（計画調書（添付ファイル項目）、別添書類）について

問 26 計画調書（添付ファイル項目）、別添書類がアップロードできません。（アップロード
しようとするエラーになります。）

(答) 以下の可能性が考えられます。

①アップロード可能なファイル形式ではない。

→WORD または PDF ファイルのみアップロード可能です。

②（計画調書（添付ファイル項目））所定のページ数ではない。

→指示内容通りのページ数で作成されているか確認してください。

③容量が3MB以上

→添付ファイルは3MB以上は添付できません。スキャンデータの場合はカラーでは
なくモノクロにするなど、3MB未満にしてからアップロードしてください。

問 27 別添書類を PDF 化せず word ファイルで添付することはできますか。

(答) システム上は可能ですが、閲覧環境によりフォントが置き換わる等して体裁が崩れる恐れがありますので、PDF 化してアップロードすることを推奨しております。また、見積書等の押印が必要な書類については、押印されたものを PDF 化して添付いただく必要があります（印影のない word ファイルでは審査に付されません）ので、ご注意ください。

7. その他

問 28 採否の結果は科研費電子申請システムで通知されますか。

(答) 採否の結果は文書で通知します。（4月上旬予定）
研究成果公開促進費の交付申請（研究成果公開促進費に採択された研究代表者が補助金の交付を申請する手続き）については電子化の予定はなく、従来通り紙での申請を予定しています。

問 29 不採択となった際の審査結果の開示は科研費電子申請システムで閲覧できるようになりますか。

(答) これまで通り代表者宛の文書で通知します。（4月上旬予定）

研究機関担当者向け F A Q

1. ID申請者（応募者）確認について

問 30 ID申請者の中に、本学に所属していない申請者の氏名があります。

(答) 文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に連絡してください。

問 31 本学で機関管理予定のID申請者の登録内容に誤りがある場合どうすればいいですか。

(答) 以下のいずれかの方法により修正してください。

①申請者本人が、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に連絡し、IDの取り下げ依頼をする。ID取り下げ後、一から正しい情報で仮登録し直してもらう。

②機関管理を承諾とし、承諾後に登録済の応募者情報を修正する(又は修正してもらう)。

(1) 氏名・自宅住所・生年月日・研究者番号・特別研究員奨励費の交付状況の変更
「変更願(様式U-51-1)」を研究成果公開促進費応募受付担当係宛に郵送してください。提出にあたっては、必ず変更内容を確認し、応募者から提出された様式の所属研究機関担当者確認欄にチェック☑を入れた上で提出してください。

(2) 部局名

研究機関担当者が、「ID申請者情報確認・修正」画面上で修正可能です。

(3) 職名、電話番号、メールアドレス

本人が、「応募者情報修正」画面上で修正可能です。

2. 研究成果公開促進費の管理の委任の承諾・不承諾について

問 32 本学に所属している申請者は全て機関管理を承諾しなければならないのでしょうか。

(答) 科研費の応募資格を有している者又は特別研究員奨励費の交付を受けている者の場合は機関管理が必須です。それ以外の者についても可能な限り機関管理をお願いしておりますが、研究機関で承諾できない適切な理由がある場合には「不承諾」とすることができます。不承諾となった場合、申請者に不承諾理由が通知され個人管理となります。

問 33 承諾・不承諾の選択をしていないのに「承諾」と表示され「登録」ボタンが表示されません。

(答) 科研費の応募資格を有している者又は特別研究員奨励費の交付を受けている者の場合は機関管理が必須となっておりますので、自動的に承諾となり、「不承諾」の登録はできません。

問 34 科研費の応募資格を有しておらず、特別研究員奨励費の交付も受けていないのに、不承諾の登録ができない申請者がいます。

(答) 応募者内容及び e-Rad の登録情報をご確認ください。なお、特別研究員奨励費の交付状況を変更する場合には「変更願(様式U-5 1-1)」の提出が必要です。(問 12 参照) 原因がわからない場合は、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に連絡してください。

問 35 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、機関管理することを承諾しましたが(応募者は現在本登録済)、その後の事情の変更により機関管理を不承諾としたいと考えています。このようなことは可能ですか。

(答) 応募者本登録済後も、機関担当者向けメニューの「機関管理承諾・不承諾登録」画面で「不承諾」の登録を行うことが可能です(研究機関を異動する場合は問 36 参照)。
ただし、科研費の応募資格を有している応募者の場合は機関管理が必須となっておりますので、「不承諾」の登録はできません。(問 32 参照) 変更が必要な場合は、文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に連絡してください。

問 36 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、応募期間内に異動することになりました。機関管理を不承諾としても構いませんか。

(答) 異動先によって以下のように対応してください。(問 12 参照)

(1) 研究機関から研究機関への異動

別の研究機関に異動する場合は、異動後の研究機関に「科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済のIDを取り下げ、一から登録し直す必要があります**。IDの取り下げにつきましては、異動前の研究機関を通じて文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に依頼してください。

(2) 研究機関から研究機関以外（民間企業等）への異動

異動前の研究機関担当者は、「機関管理承諾・不承諾登録」画面において「不承諾」を選択してください。→個人管理へ管理種別が変更になります。

問 37 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、機関管理することを不承諾としましたが、その後の事情の変更により機関管理することを承諾したいと考えています。このようなことは可能ですか。

(答) 文末に記載の日本学術振興会の研究成果公開促進費応募受付担当係に管理種別の切り替えを依頼してください。

4・その他

問 38 研究機関以外の事務は、機関担当者向けの科研費電子申請システムを閲覧することはできないのでしょうか？

(答) 機関担当者向けの科研費電子申請システムは、科学研究費補助金取扱規程第2条に規定された研究機関の事務担当者のみ閲覧可能です。

研究成果公開促進費応募受付担当：

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課研究成果公開促進費係

TEL : 03-3263-4926, 4920

e-mail : seikakoukai@jsps.go.jp